

環境物品等の調達の推進を図るための方針について

厚生労働省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

環境物品等の調達の推進を図るための方針

I. 特定調達物品等の平成 25 年度における調達の目標

平成 25 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮することに努めることとする。

1. 紙類

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ・コピー用紙 | ・印刷用紙（塗工されていない） |
| ・フォーム用紙 | ・印刷用紙（塗工されている） |
| ・インクジェットカラープリンター用
塗工紙 | ・トイレットペーパー
・ティッシュペーパー |

2. 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ・ シャープペンシル | ・ マウスパッド |
| ・ シャープペンシル替芯 | ・ OA フィルター（枠あり） |
| ・ ボールペン | ・ 丸刃式紙裁断機 |
| ・ マーキングペン | ・ カッターナイフ |
| ・ 鉛筆 | ・ カッティングマット |
| ・ スタンプ台 | ・ デスクマット |
| ・ 朱肉 | ・ OHP フィルム |
| ・ 印章セット | ・ 絵筆 |
| ・ 印箱 | ・ 絵の具 |
| ・ 公印 | ・ 墨汁 |
| ・ ゴム印 | ・ のり（液状）（補充用を含む。） |
| ・ 回転ゴム印 | ・ のり（澱粉のり）（補充用を含む。） |
| ・ 定規 | ・ のり（固形） |
| ・ トレー | ・ のり（テープ） |
| ・ 消しゴム | ・ ファイル |
| ・ ステープラー（汎用型） | ・ バインダー |
| ・ ステープラー（汎用型以外） | ・ ファイリング用品 |
| ・ ステープラー針リムーバー | ・ アルバム |
| ・ 連射式クリップ（本体） | ・ つづりひも |
| ・ 事務用修正具（テープ） | ・ カードケース |
| ・ 事務用修正具（液状） | ・ 事務用封筒（紙製） |
| ・ クラフトテープ | ・ 窓付き封筒（紙製） |
| ・ 粘着テープ（布粘着） | ・ けい紙 |
| ・ 両面粘着紙テープ | ・ 起案用紙 |
| ・ 製本テープ | ・ ノート |
| ・ ブックスタンド | ・ パンチラベル |
| ・ ペンスタンド | ・ タックラベル |
| ・ クリップケース | ・ インデックス |
| ・ はさみ | ・ 付箋紙 |
| ・ マグネット（玉） | ・ 付箋フィルム |
| ・ マグネット（バー） | ・ 黒板拭き |
| ・ テープカッター | ・ ホワイトボード用イレーザー |
| ・ パンチ（手動） | ・ 額縁 |
| ・ モルトケース（紙めくり用スポンジケース） | ・ ごみ箱 |
| ・ 紙めくりクリーム | ・ リサイクルボックス |
| | ・ 缶・ボトルつぶし機（手動） |

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー(ウエットタイプ) ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース | <ul style="list-style-type: none"> ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド |
|--|---|

3. オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション | <ul style="list-style-type: none"> ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード |
|--|---|

4. OA 機器

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・電子計算機 ・プリンタ ・プリンタ / ファクシミリ兼用機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ | <ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・記録用メディア ・一次電池又は小型充電式電池 ・電子式卓上計算機 ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ ・掛時計 ・プロジェクタ |
|--|---|

5. 移動電話

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・PHS |
|---|--|

6. 家電製品

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|----------|------------|
| ・電気冷蔵庫 | ・テレビジョン受信機 |
| ・電気冷凍庫 | ・電気便座 |
| ・電気冷凍冷蔵庫 | ・電子レンジ |

7. エアコンディショナー等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|----------------|-------|
| ・エアコンディショナー | ・ストーブ |
| ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 | |

8. 温水器等

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|---------------|---------|
| ・ヒートポンプ式電気給湯器 | ・石油温水機器 |
| ・ガス温水機器 | ・ガス調理機器 |

9. 照明

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・蛍光灯照明器具 | ・蛍光ランプ |
| ・LED 照明器具 | ・電球形状のランプ |
| ・LED を光源とした内照式表示灯 | |

10. 自動車等

一般公用車	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。 (ハイブリッド自動車 13 台、ガソリン自動車 177 台を調達予定。)
一般公用車以外の自動車	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

	(ガソリン自動車 4 台を調達予定。)
ETC 対応車載器	26 個を調達予定。
カーナビゲーションシステム	68 個を調達予定。
乗用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
2 サイクルエンジン油	

11. 消火器

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・消火器

12. 制服・作業服

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・制服
・作業服
・帽子

13. インテリア・寝装寝具

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・カーテン
・布製ブラインド
・タフテッドカーペット
・タイルカーペット
・織じゅうたん
・ニードルパンチカーペット
・毛布
・ふとん
・ベッドフレーム
・マットレス

14. 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・作業手袋

15. その他の繊維製品

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・ 集会用テント	・ のぼり
・ ブルーシート	・ 幕
・ 防球ネット	・ モップ
・ 旗	

16. 設備

太陽光発電システム(公共・産業用)	125kW 程度の設備を調達予定。
太陽熱利用システム(公共・産業用)	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達目標は 100%とする。
日射調整フィルム	583 m ² 程度の調達を予定。

17. 災害備蓄用品

調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

・ ペットボトル飲料水	・ 毛布
・ 缶詰	・ 作業手袋
・ アルファ化米	・ テント
・ 保存パン	・ ブルーシート
・ 乾パン	・ 一次電池
・ レトルト食品等	・ 非常用携帯燃料
・ 栄養調整食品	・ 携帯発電機
・ フリーズドライ食品	

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達の手定はない。
印刷	調達目標は 100%とする。
食堂	6 件の調達を予定。
自動車専用タイヤ更生	調達の手定はない。
自動車整備	調達目標は 100%とする。
庁舎管理	調達目標は 100%とする。
植栽管理	調達目標は 100%とする。
清掃	調達目標は 100%とする。
機密文書処理	調達目標は 100%とする。
害虫防除	調達目標は 100%とする。
輸配送	調達目標は 100%とする。
旅客輸送	調達目標は 100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の手定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	9 件の調達を予定。
クリーニング	調達目標は 100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は 100%とする。

Ⅱ. 特定調達物品等以外の平成 25 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. グリーン購入の調達の推進を図るため本省内組織として推進本部を設ける。体制概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 本調達方針に基づく相談窓口は、大臣官房会計課とする。

厚生労働省グリーン調達推進体制概要図

